

一般廃棄物処理業（収集運搬）

家財整理時（遺品整理・家財整理・空屋整理等）及び家屋・敷地清掃管理時に発生する家庭一時多量ごみに限定した収集運搬事業者の新規許可にかかるとの要領

国東市役所 環境衛生課  
（令和 8 年度 新規許可用）

## 1 制度の趣旨

少子高齢化の進展に伴い、今後、家財整理や家屋維持管理等の需要が増加していくことが見込まれることを踏まえ、家財処分や家屋等維持管理の清掃の際に、同時にごみの収集運搬を可能とするとともに、適切なごみの分別により、リユース・リサイクルを進め、ごみ減量につなげることを目的に、自らが請け負った家財整理や家屋管理で発生する家庭系一般廃棄物の収集運搬に限定した許可制度を設けます。

## 2 許可の内容

### (1) 一般廃棄物の種類

自ら請け負った家財整理や家屋・敷地清掃管理時に発生する家庭系一般廃棄物及び付随して発生した草木の屑等

### (2) 許可期間

許可証交付日から2年間（期間満了時は、申請により更新できるものとする。

### (3) 許可区域及び搬入先

区域：国東市内のみ

搬入先：宇佐高田国東広域事務組合クリーンセンター・国東サテライトセンター

### (4) 許可要件

#### ① 施設及び器材

次に掲げる施設及び器材等を有している者

- (1) 市内に住所を有する者（法人にあっては、市内にのみ事務所又は事業所を有する者）であること。
- (2) 事務所又は事業所には業務を遂行するための機能を有し、机や看板が設置されていること。
- (3) 許可する運搬車両は2台（最大積載量4 t以下の車両に限る）までとし、塵芥車は認めないものとする。
- (4) 国に納付すべき国税等及び市に納付すべき市税等及び市に納付すべき廃棄物処理施設使用等料並びに宇佐高田国東広域事務組合に納付すべき廃棄物施設使用料等の納入金を完納している者であること。
- (5) (3)に加えて、且つ飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのない運搬車または運搬手段を講じることができる者
- (6) (4)に加えて、市に納付すべき廃棄物処理施設使用等料並びに宇佐高田国東広域事務組合に納付すべき廃棄物施設使用料等の滞納のおそれが無い者
- (7) 3年分の財務諸表等を提出できる者

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し(※3)、営業実績が3年以上継続して行われている者

但し、申請時点において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し(※3)、営業実績が3年に満たない者についても申請はできる。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守している者

- ・ 自社の事務所等から排出されるごみを適正に処理している者
- ・ 業に関連し発生したごみを適正に処理している者
- ・ ホームページに違法性のある広告が掲載されていない者
- ・ 違法性のある内容の載ったチラシを配布していない者

(9) 廃棄物処理法に関し、過去に「廃棄物の不法投棄や不適正処理」事例に関与していない者

(10) 事務所やホームページにて料金体系を公表できること

(11) 契約書等の締結や領収書の発行ができること

(12) 帳簿の記載ができること

## ② 知識及び技能

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 特殊清掃業（遺品整理士又は事件現場特殊清掃士の資格を有するもの）

(2) 建設業（解体工事業または建築工事業）の許可を有するもの

(3) 建物清掃業（建築物清掃業の登録を受けているもの）

(4) 貨物自動車運送事業法に基づき引越運送事業を行うもの

(5) 古物商の許可を有するもの

(6) 産業廃棄物（収集運搬業）の許可を有するもの

(7) 市が指定する講習（一般財団法人日本環境衛生センター主催：一般廃棄物（ごみ）実務管理者）の受講を修了したもの、或いは廃棄物収集業務に関し必要である知識を有し且つ、令和8年度末までに、受講を行い修了する見込みがあるもの。

※未受講の方は申請時に誓約書を提出していただき、修了後、修了証明書類を提出していただきます。

<参考>令和8年度講習日程

開催地が中国・四国・九州地方の講習会場のを掲載しています。

| 開催地  |      | 会場              | 日程             |
|------|------|-----------------|----------------|
| 岡山県  | 岡山市  | 岡山コンベンションセンター   | 2026年06月11日(木) |
| 長崎県  | 長崎市  | 長崎県勤労福祉会館       | 2026年06月19日(金) |
| 山口県  | 米子市  | 米子コンベンションセンター   | 2026年07月03日(金) |
| 山口県  | 山口市  | 山口県健康づくりセンター    | 2026年07月17日(金) |
| 福岡県  | 大野城市 | 日本環境衛生センター西日本支局 | 2026年08月20日(木) |
| 高知県  | 高松市  | サンポートホール高松      | 2026年08月28日(金) |
| 広島県  | 広島市  | RCC文化センター       | 2026年09月04日(金) |
| 山口県  | 宇部市  | 宇部ゲートタワー        | 2026年10月16日(金) |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | マリnpalesかごしま    | 2026年11月27日(金) |
| 山口県  | 周南市  | 周南地域地場産業振興センター  | 2027年01月15日(金) |
| 岡山県  | 岡山市  | 岡山コンベンションセンター   | 2027年01月29日(金) |
| 沖縄県  | 那覇市  | 沖縄県産業支援センター     | 2027年02月19日(金) |
| 福岡県  | 大野城市 | 日本環境衛生センター西日本支局 | 2027年02月26日(金) |
| 宮崎県  | 宮崎市  | 興亜宮崎ビル          | 2027年2月頃開催予定   |

③ 経理的基礎

次の要件を1つ以上満たしている者

- (1) 直近3年間の純利益の平均値がマイナスでないこと。
- (2) 直近の純利益がマイナスでないこと。
- (3) 直近の自己資本比率が10%を超えていること。

なお、上記を満たしていない場合には、「経理的基礎を有することの説明書」及び「長期財務計画」を提出できる者。

④ 欠格要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～ルの欠格要件に該当しない者

廃棄物処理法第7条第5項第4号

- イ：心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ：破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ：拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ：この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ：第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号にかかる部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ：第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止

について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト：へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ：その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ：営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ：法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル：個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

#### ⑤ その他

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守している者
- ・ 契約見込み量がある者
- ・ 自ら家屋内からの搬出及び収集運搬を実施できること。(再委託は禁止)

#### (5) 許可の条件

- (1) 自ら請け負った家財整理や家屋管理時に発生する家庭系一般廃棄物に限る。
- (2) (1)のうち、排出者がその事情等により、自ら、宇佐・高田・国東広域事務組合クリーンセンターまたは国東サテライトセンターまで運搬し難い場合等、やむを得ない場合に限る。
  - ・ 家屋の改修・改築に伴い発生する産業廃棄物に該当する廃棄物の搬入は不可
  - ・ 家屋の解体に伴い発生する産業廃棄物に該当する廃棄物の搬入は不可
  - ・ 排出元が過去に事業経営を行い、それに使用していた産業廃棄物の分類に該当する廃棄物は搬入不可。(例：空き家バンク等で前所有者が使用していた農機具、農薬、苗箱等)
- (3) リユース及びリサイクルを優先し、廃棄物を最小限にしたうえで、上記搬入先のごみ処理施設に搬入すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。

- (5) 宇佐高田国東広域事務組合廃棄物施設使用料を滞納しないこと。
- (6) 本許可条件に違反する行為をしたときは、この許可を取消、又は事業の全部又は一部の停止を命ずることがある。

#### (6) 報告の徴収

- (1) ごみ処理施設への搬入時は、排出者及び搬入者の情報等を、計量窓口に提出すること。
- (2) 「廃棄物収集運搬実績報告書」を、毎月翌月 10 日までに提出すること。なお、契約状況やリユース・リサイクル状況等について確認することもあるので、その求めに応じること。

### 3 スケジュール

- (1) 公表 令和 8 年 6 月 12 日 (金)
- (2) 申請受付期間  
令和 8 年 6 月 15 日 (月) ~ 7 月 13 日 (月)  
※随時受付、要予約 ただし、多数の申し込みがあった場合には途中で停止することがあります。
- (3) 審査期間 令和 8 年 7 月 14 日 (火) ~
- (4) 許可・不許可通知 令和 8 年 7 月下旬 (予定)

### 5 申請時必要書類

- 1. 一般廃棄物処理業許可申請書
- 2. 一般廃棄物処理業務従事者名簿 (従業員全員の名簿)
- 3. 営業規模及び取扱料金表
- 4. 業務計画表
- 5. 法に定める許可基準に合致する旨の申立書
- 6. 身分証明書 (法人にあつては、定款及び登記事項証明書並びに代表者の身分証明書)
- 7. 履歴書 (法人にあつては、代表者の履歴書 写真貼付)
- 8. 個人事業者の場合 (3 年分)
  - ①所得課税証明書  
市税完納証明書  
国税納税証明書 (その 1・納付すべき税額、納付した税額、及び未納税額等の証明  
税目「申告所得税及復興特別所得税」)
  - 国税納税証明書 (その 3・未納の税額がないことの証明)
  - ②確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し
- A. 営業実績が 3 年に満たない場合

①決算期が終了した分の確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し及び所得課税証明書、長期財務計画。

②個人事業主としての営業実績がなく、会社勤めであった場合は、直前3年分の「源泉徴収票の写し、または所得課税証明書」及び長期財務計画。

③市税完納証明書

国税納税証明書（その1・納付すべき税額、納付した税額、及び未納税額等の証明  
税目「申告所得税及復興特別所得税」）

国税納税証明書（その3・未納の税額がないことの証明）

9. 法人事業者の場合（3年の事業年度分）

①市税完納証明書

国税納税証明書（その1・納付すべき税額、納付した税額、及び未納税額等の証明  
税目「法人税」）

国税納税証明書（その3・未納の税額がないことの証明）

②決算に関する財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

A. 営業実績が3年に満たない場合

(1) 営業実績が1年以上の場合

①市税完納証明書、

納税証明書（その1・納付すべき税額、納付した税額、及び未納税額等の証明  
税目「法人税」）

納税証明書（その3・未納の税額がないことの証明）

②決算期が終了した分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）及び長期財務計画

(2) 営業実績が1年未満の場合

①開始貸借対照表及び長期財務計画。

10. 事業所及び車庫の所在地見取図

11. 運搬にあつては、自動車検査証・自動車対人損害補償に係る保険証書の写し

12. 車両の写真（方向から 前面斜め・後部斜め）

13. 使用承諾書（上記車両の車検証記載の使用者が事業者本人と異なる場合）

14. 誓約書

15. 個人事業の開業届出書の写し（個人事業主）

16. 2の（4）の②で定める資格証明書（有効期限内のもの）の写し

17. 洗車場・車庫・事務所等を他から借り受ける場合には当該箇所の賃貸借契約書の写し又は使用承諾書

## 参考

### 【税務署発行の納税証明書の種類】

| 納税証明書の種類     | 証明内容                                       |
|--------------|--|
| 納税証明書（その１）   | 納税額等の証明<br>（納付すべき税額、納付した税額、及び未納税額等の証明）     |
| 納税証明書（その２）   | 所得金額の証明<br>（所得税、復興特別所得税、法人税）               |
| 納税証明書（その３）   | 未納の税額のない証明<br>（すべての国税について未納がないことを証明）       |
| 納税証明書（その３の２） | 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明（個人用） |
| 納税証明書（その３の３） | 法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明（法人用）           |
| 納税証明書（その４）   | 滞納処分を受けたことのない証明                            |

### 【経理的基礎を有することの説明書 様式について】

利益が計上できなかった理由、現在の財務状況に対する認識、今後の事業改善計画及び具体的対策等を記入することにより、申請者が経理的基礎を有すること説明する書類です。申請者自身で作成しても差し支えありません。

### 【長期財務計画 様式について】

現在までの実績を元に、今後の収支等の計画を作成するものです。申請者自身で作成しても差し支えありませんが、財務資格者等に相談して作成することをお勧めします。

【参考：貸借対照表の見方】※中小企業庁ホームページのサンプルを引用しています。

## 貸借対照表の様式例

**貸借対照表**  
(平成〇〇年〇月〇日現在) (単位:百万円)

| 項目              | 金額  | 項目                 | 金額  |
|-----------------|-----|--------------------|-----|
| <b>(資産の部)</b>   |     | <b>(負債の部)</b>      |     |
| <b>I 流動資産</b>   |     | <b>I 流動負債</b>      |     |
| 現金及び預金          | 〇〇  | 支払手形               | 〇〇  |
| 受取手形            | 〇〇  | 買掛金                | 〇〇  |
| 売掛金             | 〇〇  | 短期借入金              | 〇〇  |
| 有価証券            | 〇〇  | 未払金                | 〇〇  |
| 製品及び商品          | 〇〇  | リース債務              | 〇〇  |
| 短期貸付金           | 〇〇  | 未払法人税等             | 〇〇  |
| 前払費用            | 〇〇  | 賞与引当金              | 〇〇  |
| 繰延税金資産          | 〇〇  | 繰延税金負債             | 〇〇  |
| その他             | 〇〇  | その他                | 〇〇  |
| 貸倒引当金           | △ 〇 | <b>流動負債合計</b>      | 〇〇〇 |
| <b>流動資産合計</b>   | 〇〇〇 | <b>II 固定負債</b>     |     |
| <b>II 固定資産</b>  |     | 社債                 | 〇〇  |
| <b>(有形固定資産)</b> |     | 長期借入金              | 〇〇  |
| 建物              | 〇〇  | リース債務              | 〇〇  |
| 構築物             | 〇〇  | 退職給付引当金            | 〇〇  |
| 機械及び装置          | 〇〇  | 繰延税金負債             | 〇〇  |
| 工具、器具及び備品       | 〇〇  | その他                | 〇〇  |
| リース資産           | 〇〇  | <b>固定負債合計</b>      | 〇〇〇 |
| 土地              | 〇〇  | <b>負債合計</b>        | 〇〇〇 |
| 建設仮勘定           | 〇〇  | <b>(負債の部)</b>      |     |
| その他             | 〇〇  | <b>I 株主資本</b>      |     |
| <b>(無形固定資産)</b> |     | 資本金                | A   |
| ソフトウェア          | 〇〇  | 資本剰余金              |     |
| のれん             | 〇〇  | 資本準備金              | B   |
|                 | 〇〇  | その他資本剰余金           | C   |
|                 | 〇〇  | <b>資本剰余金合計</b>     | D   |
|                 | 〇〇  | <b>利益剰余金</b>       |     |
|                 | 〇〇  | 自己株式               | △ I |
|                 | 〇〇  | <b>株主資本合計</b>      | J   |
|                 | 〇〇  | <b>II 評価・換算差額等</b> |     |
|                 | 〇〇  | その他有価証券評価差額        | K   |
|                 | 〇〇  | 評価・換算差額等           | L   |
|                 | 〇〇  | <b>III 新株予約権</b>   | M   |
|                 | 〇〇  | <b>純資産合計</b>       | N   |
|                 | 〇〇  | <b>負債・純資産合計</b>    | 〇〇〇 |
| <b>III 繰延資産</b> |     |                    |     |
| 長期貸付金           | 〇〇  |                    |     |
| 長期前払費用          | 〇〇  |                    |     |
| 繰延税金資産          | 〇〇  |                    |     |
| その他             | 〇〇  |                    |     |
| 貸倒引当金           | △ 〇 |                    |     |
| <b>固定資産合計</b>   | 〇〇〇 |                    |     |
| <b>資産合計</b>     | 〇〇〇 |                    |     |

債務超過の判定：  
「資産合計」が  
「負債合計」以上であれば OK

(参考) 自己資本比率(%)の算出方法：  
直前期の「純資産合計」を  
「負債・純資産合計」で割って算出

(注1) この貸借対照表の様式例は、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではありません。  
(注2) 貸借対照表のA～Nの各項目の金額は、株主資本等変動計算書(14ページ参照)の各「当期末残高」欄の金額と一致します。

【参考：損益計算書の見方】※中小企業庁ホームページのサンプルを引用しています。

## 損益計算書の様式例



| 損益計算書   |            | (単位:百万円)   |   |   |
|---|------------|--|---|---|
| 自平成〇〇年〇月〇日  |            | 至平成〇〇年〇月〇日   |   |   |
| 見方  | 項目         | 金額   | 見方  |   |
| <p><b>営業利益</b></p> <p>【主たる営業活動で稼いだ利益】</p> <p><b>売上総利益－販売費及び一般管理費</b></p> <p>販売費及び一般管理費は、会社の販売活動や管理等に係る費用をいいます。その差額の営業利益は企業本来の営業活動から生じた利益を示します。</p> <p>★販売費及び一般管理費には、従業員給与・旅費交通費・消耗品費等があります。</p> | 売上高        | 〇〇   | <p><b>売上総利益</b></p> <p>【売上高から売上原価を差し引いた大枠での利益】</p> <p><b>売上高－売上原価</b></p> <p>売上高は、商品や製品等を販売したりサービスを提供したりというように、企業の主たる営業活動から発生する収入です。売上原価は、その売上高に対応する原価です。その差額の売上総利益は、いわゆる粗利益といわれ、企業の基本的な収益力を示します。</p> |   |
|   | 売上原価       | 〇〇   |   |   |
|   | 売上総利益      | 〇〇   |   |   |
|   | 販売費及び一般管理費 | 〇〇   |   |   |
|   | 営業利益       | 〇〇   |   |   |
|   | 営業外収益      | 〇〇   |   | <p><b>経常利益</b></p> <p>【経常的に発生する財務取引等も加味した利益】</p> <p><b>営業利益＋営業外収益－営業外費用</b></p> <p>営業外収益は、本来の営業活動以外から発生した収益をいいます。営業外費用は、本来の営業活動以外に要した費用のことです。その結果としての経常利益は企業の経常的な活動から生じた利益を示します。</p> <p>★営業外収益には受取利息・受取配当金・雑収入等・営業外費用には、支払利息・雑支出等があります。</p> |
|   | 受取利息       | 〇〇   |   |   |
|   | 受取配当金      | 〇〇   |   |   |
|   | 雑収入        | 〇〇   |   |   |
|   | 営業外収益合計    | 〇〇   |   |   |
| 営業外費用   | 〇〇         |  |   |   |
| 支払利息  | 〇〇         |  |   |   |
| 手形譲渡損   | 〇〇         |  |   |   |
| 雑支出   | 〇〇         |  |   |   |
| 営業外費用合計   | 〇〇         |  |   |   |
| 経常利益  | 〇〇         |  |   |   |
| 特別利益  | 〇〇         | <p><b>当期純利益</b></p> <p>【法人税等の税金等を控除した後の最終的な利益】</p> <p><b>税引前当期純利益－法人税等</b></p> <p>法人税等は、利益に課税される法人税、住民税及び事業税をいいます。その差額の当期純利益は、企業の最終的な利益です。</p> |   |   |
| 固定資産売却益   | 〇〇         |  |   |   |
| 投資有価証券売却益   | 〇〇         |  |   |   |
| 前期損益修正益   | 〇〇         |  |   |   |
| 特別利益合計  | 〇〇         |  |   |   |
| 特別損失  | 〇〇         |  |   |   |
| 固定資産売却損   | 〇〇         |  |   |   |
| 減損損失  | 〇〇         |  |   |   |
| 災害による損失   | 〇〇         |  |   |   |
| 特別損失合計  | 〇〇         |  |   |   |
| 税引前当期純利益  | 〇〇         |  |   |   |
| 法人税、住民税及び事業税  | 〇〇         |  |   |   |
| 法人税等調整額   | 〇〇         |  |   |   |
| <b>当期純利益</b>  | <b>〇〇</b>  |  |   |   |

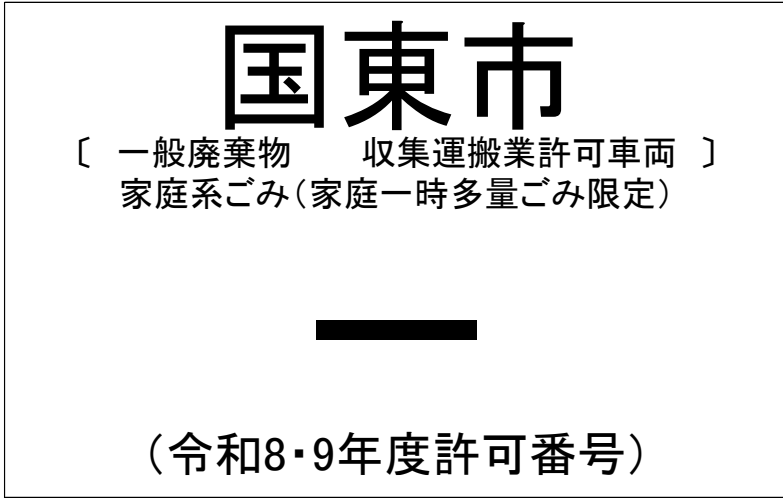
**損益平均値の判定：**

「当期純利益」の3年間平均が0以上であればOK

※当期純利益が0円未満の場合「当期純損失」と表記されることもあります。

一般的なものを例示しており、企業によっては、項目の名称の変更又は項目計算（14ページ参照）の「繰越利益」があります。

【ステッカー参考図案】



※仕様  
【配色】白色生地+黒文字  
【サイズ】A4サイズ  
【その他】  
・白塩ビ+PETラミネート  
・インクジェット印刷